

平成26年第1回足寄町議会定例会議事録(第1号)

平成26年3月5日(水曜日)

出席議員(13名)

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 高橋秀樹君 | 2番 | 星孝道君 |
| 3番 | 榊原深雪君 | 4番 | 木村明雄君 |
| 5番 | 高道洋子君 | 6番 | 前田秀夫君 |
| 7番 | 田利正文君 | 8番 | 熊澤芳潔君 |
| 9番 | 井脇昌美君 | 10番 | 後藤次雄君 |
| 11番 | 川上初太郎君 | 12番 | 島田政典君 |
| 13番 | 吉田敏男君 | | |

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

| | |
|-------------|--------|
| 足寄町長 | 安久津勝彦君 |
| 足寄町教育委員会委員長 | 星崎隆雄君 |
| 足寄町農業委員会会長 | 阿部正則君 |
| 足寄町代表監査委員 | 川村浩昭君 |

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|-------------|-------|
| 副町長 | 田中幸壽君 |
| 総務課長 | 渡辺俊一君 |
| 福祉課長 | 櫻井光雄君 |
| 住民課長 | 寺地優君 |
| 経済課長 | 岩原栄君 |
| 建設課長 | 阿部智一君 |
| 国民健康保険病院事務長 | 對馬邦彦君 |
| 会計管理者 | 櫻井厚子君 |

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|------|-------|
| 教育長 | 藤代和昭君 |
| 教育次長 | 根本昌弘君 |

足寄町農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 多治見亮一君 |
|-----------|--------|

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 大野雅司君 |
| 事務局次長 | 阿部泰子君 |
| 総務担当主査 | 児玉壮生君 |

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 諸般の報告(議長)< P 4 >
- 日程第 4 報告第 1 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 4 >
- 日程第 5 行政報告(町長・教育委員長)< P 4 ~ P 6 >
- 日程第 6 行政執行方針(町長・教育委員長・農業委員会会長)< P 6 ~ P 17 >
- 日程第 7 報告第 2 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 17 >
- 日程第 8 報告第 3 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 17 >
- 日程第 9 議案第 9 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について< P 18 ~ P 19 >
- 日程第 10 議案第 10 号 町道路線の変更について< P 19 >
- 日程第 11 議案第 11 号 町道路線の廃止について< P 19 ~ P 20 >
- 日程第 12 議案第 12 号 字の区域の変更について< P 20 ~ P 21 >
- 日程第 13 議案第 13 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例< P 21 ~ P 22 >
- 日程第 14 議案第 14 号 足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例< P 22 ~ P 23 >
- 日程第 15 議案第 15 号 足寄町公の施設条例の一部を改正する条例< P 23 ~ P 24 >
- 日程第 16 議案第 16 号 足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例< P 24 ~ P 25 >
- 日程第 17 議案第 17 号 足寄町自然休養村樹芸樹木園地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例< P 25 ~ P 26 >
- 日程第 18 議案第 18 号 足寄町道路占有料徴収条例の一部を改正する条例< P 26 >
- 日程第 19 議案第 19 号 足寄町公園条例の一部を改正する条例< P 26 ~ P 27 >
- 日程第 20 議案第 20 号 足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例< P 27 ~ P 28 >
- 日程第 21 議題第 21 号 足寄町普通河川管理条例の一部を改正する条例< P 28 ~ P 29 >

午前10時00分 開会

開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成26年第1回足寄町定例会を開会をいたします。

開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、11番川上初太郎君、12番島田政典君を指名をいたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 3月4日に開催されました第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日3月5日から3月19日までの15日間とし、このうち、6日から15日までの10日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日3月5日は、議長の諸般の報告、総務産業常任委員会から所管事務調査の報告を行います。

次に、町長、教育委員長からの行政報告を受けた後、町長、教育委員長、農業委員会会長からの行政執行方針を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第2号、報告第3号の報告を

受けます。

次に、議案第9号から議案第21号までを即決で審議いたします。

16日の日曜日に、一般質問などを行います。

17日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

議案第22号から議案第31号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第32号から議案第41号までの新年度予算案については、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月19日までの15日間に決定をいたしました。

なお、15日間のうち、6日から15日までの10日間は休会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、10日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の

提出期限は3月7日、金曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3月16日の日曜日は、執行機関の協力を得て日曜議会を開催し、一般質問を行います。

諸般の報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

報告第1号

議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第1号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、3件の行政報告を申し上げます。

まず最初に、町職員の再任用制度について御報告をいたします。

国家公務員の雇用と年金の接続については、国において平成25年3月に閣議決定がされました。

この閣議決定は、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的

に60歳から65歳へ引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう国家公務員の雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り、組織活力を維持しつつ職員の能力を十分活用していくため、当面、定年退職する職員が公的年金の支給対象年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については、原則再任用することなどが内容となっており、これに伴い地方公務員の雇用と年金の接続についても、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう、同月付けで国から通知が発出されたところであります。

本町における再任用制度については、平成14年4月1日に足寄町職員の再任用に関する条例が制定され、これまで運用されてきておりますが、国からの通知に基づき、定年退職をする職員が再任用を希望する場合は、地方公務員法の規定により、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、常勤務を要する職に原則再任用することといたしました。

そのため、今後の町職員の再任用について、その任用形態や任用方法等制度運用の明確化を図る必要があることから、再任用制度についての運用方針を策定の上、再任用制度検討委員会を開催し、具体的な運用方法などについて検討、協議をしており、本年4月1日から新制度のもとでの運用を予定しております。

なお、再任用職員の採用に当たっては、新規採用職員や職員の年齢別構成の適正化を図る観点から、再任用を希望する職員をフルタイム職に再任用することが困難である場合、または当該職員の個別の事情を踏まえて必要がある場合にあつては、短時間勤務の職に当該職員を再任用することができることとするなど、足寄町自律プランに基づく適正な人員配置となるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、御報告といたします。

次に、消防広域化の経過と検討状況につきまして御報告をいたします。

十勝における消防の広域化につきまして

は、昨年12月の第4回定例会及び全員協議会におきまして、十勝圏広域消防運営計画素案及びデジタル無線、高機能指令センターの整備費用などについて御説明をさせていただき、12月末には運営計画、素案・概要版を自治会回覧により町民の皆様にお示しして、パブリック・コメントを行いました。

十勝の全市町村でパブリック・コメントが行われ、足寄町民からの御意見はなかったものの、十勝全体では3名から6件の御意見をいただいております、その結果は資料1のとおりであります。

素案の修正が必要と考えられる御意見はなく、素案を修正することなく案として固めることについて、2月4日開催の副市町村長会議で確認されました。

今後、3月末までに各市町村議会からの御意見等を踏まえて運営計画を成案化し、改めて公表する予定であります。

なお、平成28年4月の消防広域化に向けた今後のスケジュールは資料2のとおりとなっており、引き続きオール十勝により検討、協議を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

次に、里見が丘公園再整備基本構想について報告を申し上げます。

里見が丘公園を中心として、フラワー園区域や出会いの森区域を含めた約115haの区域の再整備に向けた基本構想策定については、平成25年度行政執行方針でもお示しをしたところでございますが、役場内に副町長を初めとした関係課長等で構成する足寄町里見が丘公園再整備検討会を設置するとともに、再整備に向けた町内の多様な意見の反映を図るため、九州大学北海道演習林、足寄町動物化石博物館、足寄少年自然の家、あしよる観光協会、体育協会、岐志会の代表者や里見が丘公園整備を担当した役場職員OB、教育委員会、子どもセンター、経済課、総務課の関係職員の合計11名からなる里見が丘公園再整備検討委員会を検討会の下に設置を

し、3回の検討委員会を開催してきました。その中で、再整備計画区域の課題や問題点、再整備の方向性などについて整理が行われ、「豊かな自然環境の活用・健康づくり・観光振興に寄与する里見が丘の森」を整備テーマに掲げ、一つとして公園施設の長寿命化、二つ目に四季を通じたレクリエーションの場の提供、三つ目に出会いの森の自然資源の有効活用、四つ目に公園と市街地のネットワーク化、5点目に住民参加型の公園管理の五つの整備方針が示され、平成26年2月17日開催の検討会において、本整備方針を里見が丘公園再整備基本構想として決定をしたところでございます。

本日は、別冊の里見が丘公園再整備基本構想、概要版を配付させていただきました。

本基本構想に基づき基本計画の策定を行うため、今定例会において、平成26年度予算に係る予算を提案させていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、行政報告といたします。

議長（吉田敏男君）次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

教育委員長 星崎隆雄君。

教育委員会委員長（星崎隆雄君）議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から行政報告1点行います。

パークゴルフ場の無料化について御報告をいたします。

誰もが気軽に楽しむことができるレクリエーション・スポーツ、パークゴルフは昭和61年に町民センター横のしらかばコースを開設以来、これまで約30年間にわたって町民に親しまれてきました。

以降、足寄町のパークゴルフ人口は年々増加いたしました。足寄町自立プランに基づき使用料を有料化した平成18年度から徐々に減少傾向にあります。

また、有料化に伴い、ときわコースに人員を配置し徴収業務を行ってまいりましたが、徴収

経費が収入の7割以上を占め、有料化による費用対効果が低い状態にあります。

このため、行政執行方針でも触れさせていただいておりますが、平成26年度からオープンする、ときわ東コースの利用促進とあわせて町民の健康増進やパークゴルフ愛好者のさらなる増加を図るため、全てのパークゴルフ場の使用料を無料にすることといたしました。

このことから、足寄町公園条例の一部を改正する条例案を今定例会に提案させていただいております。

なお、栄町の利別川河川敷地にあるアオサギコースは、北海道における河川改修が計画されていることから、着工までの暫定的なコースとして開放しております。現在、工事の時期は決定されておりませんが、いずれにしても数年のうちに改修工事が行われることから、平成25年度をもって閉鎖いたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

行政執行方針

議長（吉田敏男君） 日程第6 行政執行方針について、町長から行政執行方針を申し述べます。

町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、平成26年第1回足寄町議会定例会の開催に当たり、町政執行方針と主な施策について、所信を申し上げます。

平成15年5月首長就任以降、この町に住んでいてよかったと思えるまちづくりを基本に、この間、11年、町政執行に当たってまいりました。

重点施策として、基幹産業の振興、高齢者福祉の向上、子育て支援の充実を中心に事業推進を図ってまいりました。

主な取り組みといたしましては、足寄町農業協同組合との連携のもと、基盤整備・放牧

酪農を中心とする新規就農者対策、農業後継者対策など農業振興・足寄町商工会との連携のもと、商工会運営事業支援、中小企業特別融資制度の拡充及び融資保証料の補助など商工業の振興・足寄町産業振興事業補助金の創設、住環境整備補助金の創設など地域の活性化・公共建築物は木造化することを基本とし、カラマツ材の活用など林業の振興・国保病院院長の提言に基づく医療と介護・保険・福祉の連携システムの構築と具現化など、福祉政策の推進・子どもセンターを中心とした子供・子育て支援などを行ってまいりました。

就任早々、長期化する景気低迷による地方交付税の大幅削減や政権交代等、激動する諸情勢のもとで町政執行に当たってまいりましたが、足寄町第5次総合計画及び足寄町自立プランに基づき、財政面も含め、着実な成果を上げることができたと自負しているところであります。

町政執行3期の実質最終年となる平成26年度の町政執行に当たっては、さきに述べさせていただきました主な取り組みについて、これまでの成果をもとに初心を忘れることなく、関係機関・団体との連携、町民との協働によるまちづくりに邁進してまいります。あわせて、1市18町村で共有するフードバレーとかち、国際戦略総合特区、十勝バイオマス産業都市構想等の広域連携についても念頭に置きながら、可能性の追求を図ってまいります。

本町にとっても最大の懸念事項であるTPP交渉等、不透明な状況も多々ありますが、町政執行に全力で取り組んでまいり所存であります。

次に、平成26年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算案に基づき、項目ごとの主な施策を説明申し上げます。

まずは、地域活性化の推進についてですが、定住人口の確保と地域経済の活性化を図るため、新築や増改築、耐震改修等を行う町民への支援を目的に、平成24年度から

住環境整備補助制度を進めておりますが、平成24年度は新築7件で700万円、増改築が141件で2,411万3,000円で、合計148件で3,111万3,000円の支援を行い、発注額ベースでは2億8,022万7,000円となっております。

平成25年度につきましては、平成26年2月20日現在の申請額ベースで新築5件で500万円、増改築が214件で3,725万9,000円、合計219件で4,225万9,000円の支援を行い、発注額ベースでは2億8,737万円の実績となっております、2年間の発注額ベースの合計は5億6,759万7,000円となっております。

本制度の創設をきっかけに多くの町内業者による新増築や改修工事が行われ、地域経済の活性化と住環境の改善に非常に効果のある事業であることから、本年度におきましても、平成25年度の現計予算額並みの4,000万円の予算措置を行いました。

また、平成25年度同様、住民参加によるまちづくりや住民の主体性が発揮できるまちづくり活動を行う町内住民グループ、さらに自治会等による自主防災組織結成を支援するため、1団体30万円を限度に補助を行うこととして5団体分の予算措置を行いました。

次に、商工観光対策という観点からの施策にもなりますが、ふるさと足寄応援寄附推進事業として、本町の特産品を全国に向けてPRするとともに、ふるさと足寄応援寄附金の収入増を図るため、一定額以上のふるさと納税をされる町外の方に、足寄町の特産品を贈呈する経費と、インターネットを通じて簡単に寄附の手続きができるシステムの導入経費に必要な予算措置を行いました。

予定では、本年6月からインターネットによる寄附受付を開始し、寄附金の約半額相当の特産品贈呈を考えており、魅力ある特産品をそろえるために、現在、商工会や観光協会の協力をいただいて準備作業を進めているところであります。

また、本年4月から消費税が8%に引き上

げとなり、町民の皆様の負担や町内での消費低迷など影響が懸念されることから、町民生活応援事業の取り組みを行うこととし、足寄町商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対し、プレミアム分、15%等を町民生活応援事業補助金として予算措置を行いました。

市街地における移動手段の充実と利便性が高く、効率的な公共交通体系づくりを目指し、市街地循環型コミュニティバスの実証実験運行を昨年9月と本年2月に行いましたが、この運行実績と利用者アンケート、さらに説明会等でいただいた御意見をもとに、将来的な持続可能性を考慮した費用対効果の検証等を行い、コミュニティバスの本格運行を実施するのか、予約による乗り合いタクシーの運行やタクシー乗車に対して支援を行うなど、他の方法が妥当なのかの最終判断を盛り込んだ足寄町地域生活交通ネットワーク計画を策定して、本年6月以降の議会に関係予算を提案させていただき、市街地の移動手段の確保を図りたいと考えております。

次に、自治会活動についてであります。地域の福祉や防犯、交通安全運動、環境整備としての花いっぱい運動などの取り組みを通して、住みよい地域社会づくりやまちづくりの中核となる自治会活動の活性化に努めてまいります。

また、地震や異常気象などによる突発的な災害時において、「自らの地域を自らが守る」防災活動として、自主防災組織の組織化に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、電算システムのクラウド化についてであります。現在使用しているサーバー等の機器類は、保守可能年限を超え、更新が必要なことから、本年度内に総費用の低減が図られるクラウド型業務システムに移行することといたしました。

クラウド型については、従来のようにサーバーを庁舎に置かず、データセンターのサーバーでシステム管理や計算処理などを行う方式であり、導入により経費の削減だけでな

く、災害時の対応など、運用面においても大きなメリットが期待されます。また、国においても社会保障・税番号制度、以下、番号制度と言いますが、この導入を契機とした取り組みの推進を図っております。

なお、クラウド化にかかわる関係予算については、番号制度の導入にかかわるシステム改修が伴いますことから、改修要件等を精査し、第2回定例会に予算提案をさせていただく予定としております。

次に、新エネルギー利用の推進についてですが、全国的に再生可能エネルギー導入の機運が高まっており、本町においてもこの機を逃さず、地熱を初め、豊富な地域資源の利活用を、地元事業者と連携をし、推進してまいります。また、一般住宅への太陽光発電システムや木質ペレット燃焼機器導入につきましては、本年度も継続して補助事業を行ってまいります。

次に、農業振興対策についてですが、本年度も農業の持続的発展を支える取り組みを行ってまいります。

1点目として、道営草地畜産基盤整備事業、公共牧場整備により、本年度から公共牧場及び生産者の草地整備等を実施するなど、自給飼料の生産性向上を図るため、農業基盤の整備を推進いたします。

2点目として、農業担い手の確保と育成対策ですが、これまで14組の方が新規就農を実現し、現在2組の方が就農を目指し研修中であります。本年度も引き続き、国の施策である新規就農総合支援事業と一体的に重点施策として推進してまいります。

3点目として、中山間地域等直接支払制度について、本年度が第3期対策における最終年度となりますが、今後検討される国の新たな農業・農村施策を注視し、制度の活用を努めてまいります。

また、本年度から事業名称が変更となった多面的機能支援交付金、旧農地・水保全管理支払交付金及び環境保全型農業直接支援補助金交付事業などを活用し、足寄町農業再生協

議会を中心に関係機関、団体と連携を強化し積極的に取り組んでまいります。

次に、林業振興対策についてですが、森林・林業を取り巻く状況は、引き続き厳しい状況下にあります。カラマツ原木が活発に取り引きされるなど、一部明るい動きが出てきております。

植栽においては、カラマツ苗木に不足が生じる情報もあり、北海道と連携する中でその対策を講じる必要があると考えております。将来にわたり森林の恵みを楽しむような取り組みや持続的な森林づくりを行うことが必要であることから、引き続き対象造林者に対し、足寄町森林組合との連携のもと、各森林事業の補助を実施してまいります。

また、平成25年度に引き続き、森林公有林化事業を実施し、本町の貴重な財産である木質資源を持続・循環させるとともに森林の持つ公益的機能の維持増進を図ってまいります。

鳥獣被害防止対策につきましては、本町の野生鳥獣対策事業と北海道が実施する鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を引き続き活用することで、狩猟者の有害鳥獣駆除にかかわる経費負担の軽減と駆除頭数の確保を図り、農林業被害の縮減に努めてまいります。

次に、商工観光対策ですが、足寄町商工会運営事業に対する支援と町内中小企業者の経営安定化に資するため、中小企業特別融資制度及び融資保証料の補助などの支援対策を引き続き実施し、金融機関や商工会と連携しながら融資制度の活用を図ってまいります。

なお、さきに述べました住環境整備補助制度、ふるさと足寄応援寄附推進事業が推進されることにより、町内の消費活動の活性化が図られるものと考えております。

また、本町観光の情報発信及び拠点施設であります道の駅における集客力の向上に努め、あしよろ観光協会など関係者と連携を図り、にぎわいのある道の駅づくりの推進を図ります。本年度は、二酸化炭素削減効果の高

い電気自動車の普及推進に向けた事業として、道の駅あしよる銀河ホール21に電気自動車用充電機器を設置し、観光客の利便性の向上を図ります。

道内外から多くの観光客が訪れるオンネット周辺施設の管理、環境整備等を行い、観光客入込数の増加を図ってまいります。

各種イベントにつきましては、足寄ふるさと花まつりや足寄ふるさと盆踊り、両国花火大会実行委員会への支援、協力をしてまいります。

地場産品開発や起業等創出支援として、平成25年度に創設した足寄町産業振興事業補助金を、本年度も引き続き実施をいたします。

雇用対策については、北海道が実施する緊急雇用創出推進事業を初め、十勝東部6町で構成するふるさと東十勝通年雇用促進協議会による各種技能講習や技術取得セミナーなどの開催を通じて季節労働者などの雇用促進を進めてまいります。

次に、福祉施策の推進についてであります。重点施策である医療と介護・保険・福祉の連携システムの構築については、現在、高齢者等複合施設を平成25年度から2カ年事業で整備を進めており、平成25年度建設の地域支え合いセンターは既に工事が完了し、本年4月1日の開設に向けて準備作業を進めております。

本年度は、認知症高齢者グループ・ホームと（仮称）生活支援長屋を建設をし、外構工事等を含む事業費の予算措置をいたしました。なお、当該施設の管理運営につきましても、指定管理者に足寄町社会福祉協議会を予定をし、引き続き介護士やボランティアなど地域のさまざまな人材の確保など、経営基盤の強化とあわせた体制整備を図るため、町単独補助金及び緊急雇用対策事業委託費の予算計上をいたしました。

今後においては、福祉課総合支援相談室を軸に医療及び介護サービス事業所などと情報を共有し、地域ケア会議などの開催による利

用調整や住宅生活を支えるための連携システムについて、その具現化を図ってまいります。

腎臓機能障害者の通院支援であります。昨年6月から、国民健康保険病院で透析治療を開始いたしました。病状や身体機能の低下などにより自力通院が困難な患者さんを対象に、相乗りタクシーによる通院支援を今後も継続いたします。また、患者輸送バスが運行しない足寄市街地の高齢者や障害者の方々への通院支援として、週2回実施してまいりました電話予約制によるタクシーでの送迎を、毎週月曜日から金曜日まで拡充することとし、予算措置を行いました。

障害者福祉対策については、昨年、町内のNPO法人内に障害者相談支援事業が開設されておりますので、引き続き適切な福祉サービスが継続して利用できるよう取り組んでまいります。また、障害を抱えていても住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、就労の場の確保について足寄町社会福祉協議会を初め、NPO法人ママサポートえぶろん及びNPO法人障害児・者地域サポートふれあい、NPO法人よりそい倶楽部などの関係機関と連携して調査検討してまいります。

町民の命と健康を守る取り組みについてであります。国では本年10月から水痘、成人用肺炎球菌予防の定期接種を予定しておりますが、一方で平成25年度から定期接種となった3ワクチンのうち、子宮頸がん予防ワクチンについては、積極的な接種の推奨をしないこととして、今もその方向性が示されておりません。このため、安心安全を第一に、引き続き情報などを的確に把握して対応してまいります。また、病気の早期発見、悪化させないための各種健（検）診として、新たに脳ドック検診料の一部助成制度を町単独助成事業として予算措置をいたしました。

子ども・子育て支援対策についてですが、国では全世代型の社会保障への転換を図るとし、従来の高齢者対策に加え、少子化対策、子ども・子育て支援にも、国、地方の消費税

の増収分を活用していくこととしております。

本町においては、平成19年度から幼保機能をあわせ持った保育園として、また、国の改革に先駆けて家庭的保育制度を導入するとともに子育て支援センターを設置し、総合的な子育て支援対策を推進してまいりました。

しかし、子供の出生数は毎年50人前後にとどまり、依然として少子化に歯どめがかかっていない現状にあります。このため、子育てにかかる経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境をさらに整備、推進していくことといたしました。

具体的には、現在の保育料の軽減措置は、同一世帯から2人以上の児童が同時入所の場合、1人目は全額、2人目は半額、3人目以降の児童については無料としておりましたが、本年度からは同時入所にかかわらず、満18歳に達する年度末までの子を2人以上扶養している同一世帯において、2人目が入所している場合は半額、3人目以降の場合は無料とする負担軽減措置に改正をいたします。

この支援対策を新年度の保育園どんぐり入所希望児童148人、これは、1月末現在であります。この148人を対象として、その保護者の平成25年度の住民税額等から試算をした結果、現行制度では10世帯21人に対し、81世帯101人の児童が対象となり、保育料ベースで1,019万8,000円の負担軽減となります。また、僻地3保育所では24世帯28人の入所希望者で、118万8,000円の負担軽減となります。この負担軽減額は、本町の歳入財源の減少に直結するものではありませんが、子供を産み育てることに喜びが感じられるよう、保護者への支援を行ってまいります。

児童発達支援については、自閉症などの特別な支援を要する子供や家族への相談に対応していくため、4月から新たに1名の専門職員を増員配置をし、学校及び教育委員会など、関係機関と連携を密にして、乳幼児期から小中高校期にわたる切れ目のない支援を提

供してまいります。

螺湾小学校へ移転する螺湾保育所については、本年4月からの供用開始を予定しておりますが、本年度において遊具設置工事の予算措置を行いました。

また、放課後児童対策としては、総合計画に基づき中央児童館と下愛冠児童館を統合し、現在の剣道場を改修して新児童館を新設することとし、耐震診断、耐震補強を含む実施設計費の予算措置をいたしました。

次に、ごみ処理対策についてであります。今なお一部において不法投棄や不適切な処理により、環境への影響が心配される事案が見られることから、適切な処理の徹底に努めてまいります。ごみの減量化につきましても、引き続き資源ごみの集団回収や生ごみ処理機等の購入に対し助成を行い減量化を図ってまいります。

現在、保存管理をしておりますPCBを含有する高圧コンデンサと安定器等については、処理費用の予算措置をいたしましたが、PCBが付着した汚染物については、処理可能年度が未定となっていることから、引き続き適切に保存管理を行ってまいります。

次に、合併処理浄化槽整備についてであります。健康で快適な生活環境の確保と水環境の保全に資するため、下水道整備計画に定められた予定処理区域外の区域につきましては、平成20年度から国の補助対象である個人設置型浄化槽設置整備事業により整備を進めておりますが、整備費用が高額になるため、10人槽以下の浄化槽については、9割を上限に国の補助に町が上乘せし、引き続き整備促進を図ってまいります。

また、し尿処理につきましては、平成18年4月から、十勝環境複合事務組合に加入をし、帯広市の中島処理場で処理をしておりますが、老朽化のため新たな施設整備が必要となったことから、国庫補助事業である汚水処理施設共同整備事業を活用をし、十勝川流域下水道浄化センター敷地内にし尿等前処理施設を併設し、処理することとなりました。平

成26年度に実施設計と用地取得などが行われ、平成28年度、29年度の本体建設工事を経て、平成30年度の供用開始に向けた施設整備が開始されることとなっております。

次に、公園管理についてであります。平成25年度に足寄町里見が丘公園再整備検討会設置要綱を定め、役場内部の合意形成、並びに関係機関・団体等の外部意見を反映した里見が丘公園再整備基本構想を策定いたしました。今年度においては、この基本構想に基づき、施設整備の基本計画を初め、出会いの森の環境調査やメロディ橋の点検業務などを行ってまいります。

また、公園長寿命化計画に基づき、都市公園の遊具修繕や更新、里見が丘公園遊水路や園路補修及び総合体育館前便所の解体、自由広場横便所の倉庫化、弓道場前便所へのシャッター設置、これは災害時対応などの用途変更工事を行います。

フラワー園再生に向けた芝桜植え込みや展望台改修については、国の社会資本整備総合交付金が適用となったことから、3年計画を1年短縮して整備を図ります。

野球場前の老朽化した噴水施設、これを総合体育館の温泉水を利用した足湯施設への改修工事を行うなど、再整備基本計画策定に先駆けた整備を推進し、公園利用者の利便性と安全及び環境衛生の向上を図ります。

さらに、国の平成25年度補正予算の社会資本整備総合交付金により、温水プールの屋根防水改修工事と道立少年自然の家に給水している上水道ポンプ施設の増圧ポンプ更新工事を平成25年度補正予算で前倒しして実施いたします。

次に、まちづくり交付金事業、足寄中央地区についてであります。本年度においては南2条通の歩道拡幅工事と南2丁目通1カ所の交差点バリアフリー化工事を行い、安心安全な歩行者空間の確保を図ってまいります。

また、国の平成25年度補正予算の社会資本整備総合交付金により、南2丁目通の歩道拡幅工事と南2丁目通2カ所、南1条通1カ

所の交差点バリアフリー化工事を平成25年度補正予算で前倒しして実施いたします。

次に、地籍調査事業についてであります。平成23年度着手の西町外12地区0.62平方キロについては、地籍図、地籍簿作成、認証手続を経て事業完了とし、平成25年度着手の白糸の一部地区21.75平方キロの基準点測量、細部図根測量を行い、白糸の一部地区6.81平方キロと上利別の一部地区4.40平方キロ及び郊南地区1.13平方キロの再調査を本年度に新規地区として着手をし、土地の位置づけの明確化を進めてまいります。

次に、土木建設工事についてであります。本年度においては町道西町3丁目通、3丁目1号通、旭栄通、中足寄愛冠線、足寄原野1号線の道路整備工事と茂喜登牛線、公共下水道工事区間の舗装補修工事を行い、国道242号線、これは南4条から北6条まで、南4条から北通までの道路照明灯の補修及びLED化を図ってまいります。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、共励橋の修繕と開運橋及び藤見橋の調査設計を実施し、生活道路等の整備改善を図ります。

河川管理者である北海道が平成23年度から着手しております利別川河川改修に伴う豊栄橋かけかえ事業の本年度工事に対する道路管理者分の負担を行います。

また、生活道路、通学路等のより安定的な除排雪体制の確保と安全安心な冬期交通環境を確保するため、社会資本整備総合交付金を活用をし、除雪トラック、除雪ドーザーの更新を図ります。

国の平成25年度補正予算の社会資本整備総合交付金により、町道51.8キロのひび割れやでこぼこ状況を調査する路面性状調査と南2丁目通外17路線の道路照明施設点検を平成25年度補正予算で前倒しして実施してまいります。

次に、公営住宅整備についてであります。公営住宅等長寿命化計画に基づき、足寄町地域支え合いセンターの隣接地に建設す

る、仮称はるにれ団地52戸のうち1棟6戸の実施設計及び平成22年度策定の足寄町公営住宅等長寿命化計画の見直しを行います。

国の平成25年度補正予算の社会資本整備総合交付金により、下愛冠団地、1棟12戸の屋根、外壁塗装工事を平成25年度補正予算で前倒しして実施いたします。

次に、特別会計の公共下水道事業についてであります。本年度においても引き続き西町4丁目から6丁目周辺の下水道管渠整備工事を実施し、整備効果の向上を図ります。

また、下愛冠地区の事業化に向けた認可区域拡大を図るための事業変更認可設計を行います。

下水道終末処理場においては、平成25年度に実施した施設調査をもとに長寿命化計画の策定を行い、適正な維持管理を図ってまいります。

国の平成25年度追加及び補正予算の社会資本整備総合交付金により、里見が丘公園、西町4丁目から6丁目周辺において、下水道管渠整備工事を平成25年度補正予算で前倒しして実施いたします。

次に、特別会計の土地区画整理事業についてであります。国の交付金などの対象事業が平成27年度で終了することから、事業費の精査のための事業実施計画変更や区画道路の新設などによる字界変更に向けた図書作成、境界ぐいの設置、区画道路の整備で支障となる建物などの移転補償契約締結のための積算や移転補償を行うほか、南7条1丁目の区画道路と北5条1丁目の区画道路の整備工事をを行います。また、清算金の仮清算についても、引き続き実施してまいります。

次に、特別会計の介護サービス事業についてですが、特別養護老人ホームにおいては、利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、家庭的な雰囲気の中でその人らしい暮らしを保つことができるユニットケアを引き続き行い、利用者の健康保持、安全安心して生活を送れる施設づくりを今後も進めてまいります。

次に、上水道事業会計であります。持続する水道水を基本理念に、土地区画整理事業及び道路改良事業に伴う排水管敷設替事業を行い、地域住民に安心安全な水道水の安定的な生活用水の供給とあわせ、水道事業の運営基盤の強化を図るため、効果的、効率的な維持管理の構築に努めてまいります。

次に、足寄町国民健康保険病院事業会計についてであります。町民の皆様が住みなれた地域で健康で安心して暮らし続けるために、安定した地域医療の確保は重要であります。地域医療圏における医師や看護師不足が深刻な状況の中、4名の常勤医もそれぞれ3年から5年目を迎えることとなり、かかりつけ医としての役割も定着しつつありますが、今後も医師、看護師の安定確保はもとより、職員の一層の知識と技術の向上や情報の共有を図り、良質な医療の提供と思いやりのある患者対応に努めてまいります。

人工透析につきましては、平成25年6月に患者数12名で開始いたしましたが、本年1月には陸別町から新たに3名を受け入れ、現在19名が人工透析を受けております。透析の必要な患者さんは今後も増加が見込まれ、4月から新たに1名の臨床工学技士を増員をし、万全の体制で安心して透析を受けていただけるよう努めてまいります。

医師住宅整備事業として、院長住宅の新築予算を計上いたしました。現院長住宅は、昭和54年建築で34年経過しており老朽化が著しいことから新たに土地を購入し、新築することといたしました。

なお、本年度の一般会計からの操出金は、医師住宅整備事業に係る1,800万円を含め、約5億1,770万円となっており、本年度も引き続き病院事業の安定運営を図ってまいります。

以上、項目ごとの概要説明を申し上げます。平成26年度の当初予算編成に当たっては、財政の健全化を念頭に置き、緊急性や必要性、経費の節減等を十分に考慮しながら行い、財源につきましては町税、地方交付税

等においては不透明な部分が多いものの、限られた財源の効率的な配分や国の施策の活用により前年度に引き続き財源不足を補う財政調整基金からの繰り入れに頼らない予算編成を行いました。

また、平成25年12月5日に閣議決定された好循環実現のための経済対策の実施などのために必要な経費が追加された国の補正予算に伴う事業の実施に伴い、平成26年度事業を一部前倒しし、平成25年度3月補正予算に計上しております。

以上、申し上げました内容を主として平成26年度の予算を編成いたしました結果、各会計の予算案の規模は、一般会計で90億6,071万3,000円、特別会計、全7会計の合計で31億7,158万1,000円、企業会計、全2会計の合計で17億5,930万2,000円、全会計合計で139億9,159万6,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、その伸び率は一般会計で7.4%の増、特別会計で4.7%の増、企業会計総額で14.8%の増、全会計合計で7.6%の増となりました。

景気見通しが不透明な中、今後も健全な財政の堅持に努め、町民の皆様と協働のまちづくりを進めてまいり所存であります。

以上、平成26年度の行政執行方針を申し上げます。町議会議員並びに町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願いを申し上げ、終了とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） ここで暫時休憩をいたしたいと存じます。

11時15分から再度始めます。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、教育委員会から教育行政執行方針を申し述べます。

教育委員長 星崎隆雄君。

教育委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、平成26年第1回足

寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町教育委員会の所管行政の執行に関する方針について申し上げます。

最初に、基本姿勢についてです。

子供の健やかな成長と豊かに学び続ける大人の姿は、時代や社会を超えた共通の願いです。今、学校教育では学力や体力の低下、いじめ防止、規範意識の欠如など、教育課題の解決に向け、組織的にスピード感を持って対応していくことが求められています。一方、生涯学習では生涯学習社会の進展に伴う多様な学びの保障や学習成果の活用、住民参加型の事業展開、指導者の確保や指導体制の確立、家庭教育のあり方などについて実効性のある支援策の推進やネットワークづくりの構築を進めていかなければなりません。

足寄町教育委員会といたしましては、こうした状況を踏まえ、教育基本法や学校教育法、社会教育法、さらには第5次足寄町総合計画や第4次足寄町生涯学習推進計画などを基底に捉え、足寄町のよさと課題や町民の自己実現に視点を当て、家庭、学校、地域、関係機関・団体、行政が相互理解・連携をしながら地域の宝である子供たちの健やかな育みや町民の生きがいとなる学び合いを推進してまいります。

以下、学校教育と生涯学習の推進について、主な施策を申し上げます。

一つ目は、生きる力を育む学校教育の推進についてです。

学習指導要領の基本理念である生きる力を育成するために、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた教育課程の管理に努め、教育の質の向上を図ってまいります。

保護者・地域に信頼され、安心して託される学校運営に向け、教育委員会が主体性を発揮し、校長会・教頭会を通じた的確な指示や指導等の徹底を図ってまいります。

また、開かれた学校や特色ある教育づくりに資する学校評議員の会議、学校評価、地域の教育力の活用、地域参観日などを実施して

まいります。

教育課程の管理につきましては、生涯学習推進アドバイザーを活用し、点検確認や進行管理を図ってまいります。

確かな学力に向けた方策といたしまして、加配措置の少人数指導や各学校の具体的な取り組み内容の把握、道教委主催事業の活用、長期休業中の学習機会や場の確保、家庭学習の手引きの配布、家庭との連携に基づいた規則正しい生活と家庭学習の習慣化などの啓発に取り組んでまいります。

また、全国学力・学習状況調査の実施結果を受け、足寄町教育委員会としての学力向上推進プランに基づいた学校改善プランを通し、各学校の学力向上を目指した具体的方策や数値目標に対する組織的検証による改善策を教育課程に位置づけてまいります。

さらに、国旗・国歌の実施では、儀式的行事等において望ましい形での実施を図ってまいります。

次に、豊かな心に向けた方策といたしまして、心のノートを活用した道徳教育の重視や教育相談の充実、読書活動の推進などに取り組んでまいります。特に、読書につきましては、想像力や共感性などの豊かな感性を育む学校図書への充実に向け、引き続き蔵書の計画的な整備に取り組んでまいります。

また、いじめは誰にでも起こり得る、犯罪である、教育の問題であるとの基本認識に立ち、いじめ防止対策推進法に基づいた各学校の基本方針や対策組織を確立し、各種アンケートや聞き取りなどの調査を実施し、いじめを受けた児童・生徒とその保護者の立場に配慮しながら学校と密接に連携し、未然防止や早期発見、的確な初期対応に努めてまいります。

そして、健やかな体に向けた方策といたしまして、教科体育の充実や体力づくり運動の日常実践化、新体力テストの実施を推進してまいります。

また、安全面の配慮を要する中学校教科体育の武道は、柔道を選択実施し、有段者の教

員を配置した複数教員の指導による、基本となるわざの習得や安全管理の徹底を図ってまいります。

今日的な教育課題につきましては、食育では栄養教諭の効果的な活用を図り、食に関する指導を推進するとともに、学校給食の衛生・安全管理の充実に努めてまいります。また、学校給食では魅力ある献立を通し、地場産食材の積極的な活用による、ふるさと給食やリクエスト給食を継続し、安全安心な給食の提供に努めてまいります。

国際理解教育では、外国語教育の充実を図るため、国際交流員の積極的な活用を図ってまいります。小学校での外国語活動では外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながらコミュニケーション能力の基礎を、中学校の外国語教育では聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力を養い、外国語・異文化理解を深める学習活動の充実に努めてまいります。

ICT教育では、児童生徒が急速に進展している情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を身につけさせるため、教育活動のさまざまな場面での効果的活用を図るとともに、情報モラル教育の徹底にも努めてまいります。

環境教育では、足寄中学校の太陽光発電装置を活用した環境保全やエネルギー教育を教育活動に組み入れてまいります。

特別支援教育では、個別指導計画や教育支援計画に基づいた教育活動の展開や学習支援員の継続配置など、支援体制の充実に努めてまいります。

複式教育では、少人数のよさを生かした、きめ細かな指導計画による個に応じた指導や学習効果を高める集合学習と交流学習を支援し、地域環境の特性を生かした複式教育の充実に努めてまいります。

足寄高等学校の存続に向けた取り組みにつきましては、遠距離通学費や入学時及び見学旅行時の補助を行うとともに、魅力ある学校づくりとしての進学学習や習熟度別学習、部

活動、検定・模擬試験の自己負担の軽減、PR活動などの継続支援を進めてまいります。

また、第1学年全員の全額公費負担による姉妹都市ウエタスキウィン市派遣事業は、継続してまいります。

さらに、今年度、足寄町社会福祉協議会が予定している介護職員養成のための受講講座にも支援してまいります。

今後も入学者の二間口維持に向け、教育委員会といたしまして足寄高校を存続させる会と連携し、あらゆる可能性や実効策を検討しながら存続に向けた取り組みを進めてまいります。

教育環境の整備につきましては、学校給食センターが平成25年度に実施設計を終え、平成26年度着工、平成27年度供用開始に向けて改築整備を進めてまいります。

また、小・中学校への給食の提供のほかに、僻地保育所と足寄高等学校に給食提供の計画を進めてまいります。

二つ目は、豊かに学び続ける生涯学習の推進についてです。

笑顔あふれるまちづくり～まなび、つながり、支え合いを基本理念とした第4次足寄町生涯学習推進計画を踏まえ、生涯学習社会の実現に向けた生涯学習の充実を図ってまいります。また、主体的な学習活動やその成果を地域づくり、まちづくりに反映していくための支援を進めてまいります。

家庭教育につきましては、子供が最初に接する社会が家庭であることから、家庭教育学級や子育て支援・学習と交流の会「すくすく」の充実をさらに図ってまいります。また、あしよろ子どもセンターなどの子育てに携わる関係機関との連携により、家庭教育・子育て支援の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、人間形成の基礎が培われる青少年期には、さまざまな体験活動を通し、自立と共生に富んだ豊かな人材を育成することが望まれております。そのため、地域の自然、文化、歴史などの地域素材を生かした自然体験活動「すすめ！あしよろ

冒険王」の実施を初め、各種ボランティア活動、スポーツ活動、文化・芸術活動の支援や育成に努めるとともに、ネイパルあしよろや九州大学北海道演習林などの地域の教育機関との連携に努めてまいります。

成人教育につきましては、今後のまちづくりにとって欠くことのできない重要な課題であることから、情報の提供とリーダー養成の学習機会を充実させるように努めてまいります。また、ふるさと足寄100年塾いきがいスクールや、学遊校の多様な講座やボランティア活動への積極的な参加など、高齢者の生きがいにつながる豊かな学びを支援してまいります。さらに、女性ならではの経験と感性による社会参加が求められており、女性の地域活動を推進する学習機会や情報の提供に努めてまいります。

国際交流につきましては、姉妹都市のウエタスキウィン市から引き続き国際交流員を招聘して小・中学校に派遣し、小学校の外国語活動や中学校の英語指導の支援を行うとともに、小学生や保育園児を対象とした国際理解教室を開催してまいります。

生涯学習の施設につきましては、生涯学習推進の拠点施設であります町民センターや生涯学習館は、まちづくりや地域づくり、地域学習の拠点としての役割を担っていることから、今後も学習機会の提供や文化・スポーツ活動の充実に努めるとともに、引き続き地域活動の支援を図ってまいります。

図書室につきましては、蔵書の充実を図り、積極的な読書普及活動を進め、町民が気軽に利用できる図書室としての機能や利便性などの向上をさらに図ってまいります。

また、乳幼児・児童への読み聞かせや、乳幼児の絵本との出会いと親子の触れ合いなどを支援するブックスタート事業を継続して取り組んでまいります。

文化・芸術活動の推進につきましては、各種文化団体等が行う自主的な活動を通して、すぐれた文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、地域文化の伝承や創作活動等を支

援してまいります。

文化財につきましては、郷土資料館において町の歴史や発展の資料を数多く保存していることから、郷土の歴史や文化継承が学校教育や社会教育に有効活用できるよう、情報提供に努めてまいります。

足寄動物化石博物館につきましては、指定管理者制度に移行して5年目を迎えておりますが、入館者数が増加しており、本町の象徴的な学術施設としまして引き続き連携を図ってまいります。

国指定天然記念物オンネトー湯の滝マンガン酸化物生成地につきましては、新たに環境省が実施する生態系維持回復事業に参画し、有害魚類の根絶と自然環境の回復を目指し、関係機関との連携を密にしながら、保護と活用の両面について具体的方策を検討してまいります。

体育・スポーツの振興につきましては、町民皆スポーツを目指し、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに参加できる機会の拡充や各種スポーツ施設の整備、充実を図ってまいります。

平成26年度からは、町民の健康増進や体力向上を図り、パークゴルフ愛好者のさらなる増加を図るため、全ての町営パークゴルフ場を無料化してまいります。

また、各関係機関・団体の連携のもと、指導者の育成、指導体制の確立を図ってまいりますとともに、各種スポーツ大会や出前教室、学校開放事業、総合型地域スポーツクラブの育成などを通してスポーツの振興と普及に努めてまいります。

以上、平成26年度の教育行政の執行に関する主な方針について申し上げます。

町民の皆様並びに町議会の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） 次に、農業委員会から活動方針を申し述べます。

農業委員会会長 阿部正則君。

農業委員会会長（阿部正則君） 議長のお許しをいただきましたので、平成26年第1

回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町農業委員会の活動方針について申し上げます。

昨年は春先の降雨の影響で生育のおくれが見られ、7月下旬の降雨では小麦の収穫などに影響がありました。また、秋の長雨は収穫のおくれや品質低下を招くなどの影響があり、畑作関係では一昨年を下回る結果となりましたが、酪農・畜産関係では販売価格が高めに推移し、全体的には比較的良好な年となり、安堵いたしましたところであります。本年度も豊かな実りの秋を期待するものであります。

T P P交渉のシンガポール閣僚会議は大筋合意に至らず、2月25日に閉幕しました。アメリカは4月に予定しているオバマ大統領のアジア歴訪までに妥結への道筋を模索との新聞報道がされており、甘利T P P担当国務大臣が重要5品目の関税の一部譲歩をほのめかしたとの報道もあったことから、大幅な譲歩がされてしまうのではないかと懸念の声が上がっています。

重要5品目の関税維持が守られず、このT P P協定が締結されれば、北海道は農業のみならず地域経済が壊滅すると言われております。農業委員会といたしましても、系統組織、地域自治体、町議会、農業団体等の関係機関と連携し、T P P交渉での重要5品目の関税維持を守らせるとともに、安全安心な農産物の生産が可能な制度・政策要求を全国農業委員会会長大会や中央要請行動の中で粘り強く展開してまいります。

農業委員会は、農業生産の根幹をなす土地と人にかかわる重要な農地行政を担う機関として、農業者を初め、町及び足寄町農業協同組合等関係機関と連携し、安定的かつ生産性の高い農業経営を目指す地域農業の確立と活力ある農村社会づくりに向けて活動を推進してまいります。

農業・農村が持続的に発展していくためには、担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農に取り組める施策の実現が不可欠であ

ります。

農地対策については、担い手への集積・集約化することを目的に農地中間管理事業の推進に関する法律が成立いたしました。この新たにつくられた担い手への農地集積・集約化を推進する農地中間管理事業への理解を深め、従来からの農地法及び農業経営基盤強化促進法の適正執行に努め、関係部局との連携を密にし、農地の利用調整について迅速な対応が図れるよう、認定農業者、後継者、新規就農者に対する支援の取り組みを推進してまいります。

次に、農業者年金や家族経営協定の取り組みについて申し上げます。

国民年金とあわせ、老後の生活を豊かにするため、農業者年金の加入を促進してまいります。また、受給年齢が近づいてこられた方のために、年金相談会なども開催していきます。農業経営において、家族経営協定は一番必要とする後継者やパートナーへの啓発を行い、なかなか普及が進まない状況ではありますが、一歩ずつ推進を図ってまいります。

次に、後継者パートナー対策事業について申し上げます。

平成21年度よりパートナー対策委員会を設置し、婚活ツアー等の事業を開催してまいりましたが、十勝管内や全道的に婚活事業や取り組みが増加し、女性を集めることが非常に困難になってきております。さらには、参加する青年が固定化しつつあり、従来形式での事業を継続して取り組むことが困難になってきております。パートナー対策委員会の一員として、一組でも成婚ができるよう機会の提供に努めてまいります。

次に、情報発信の取り組みについて申し上げます。

農業委員会だよりを発行し、情報の提供を図ることや、町ホームページを活用して情報発信する取り組みをさらに進めてまいります。

以上、平成26年度足寄町農業委員会の活動方針について申し上げますが、この方針

につきましては、2月の農業委員会で協議されたところであります。

町議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これで行政執行方針を終わります。

報告第2号

議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第2号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました報告第2号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成25年12月1日から平成26年2月24日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号により報告する工事又は製造の請負は、2ページにございます別紙のとおり4件でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

報告第3号

議長（吉田敏男君） 日程第8 報告第3号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

建設課長 阿部智一君。

建設課長（阿部智一君） ただいま議案となりました報告第3号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成25年12月1日から平成26年2月24日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により報告する工事又は製造の請負（上水道事業会計分）は、4ページにございます別紙のとおり1件でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

議案第9号

議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第9号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第9号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するものでございます。

北海道市町村職員退職手当組合の組織団体であります、上川中部消防組合及び伊達・壮警学校給食組合が、平成26年3月31日をもって解散し、脱退することとなり、規約の変更が必要となりました。

規約の変更は、地方自治法第286条第1項により、関係地方公共団体の協議により定め、協議については同法第290条第1項により議会の議決を経なければならないこととなっておりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。

改正する規約の内容について、申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更する。

別表（上川）の項中「上川中部消防組合」を削り、同表（胆振）の項中「伊達・壮警学校給食組合」を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとしてございます。

6ページに新旧対照表を貼付してございますので、御参照をお願いいたします。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の

方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第9号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第10号

議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第10号町道路線の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

建設課長(阿部智一君) ただいま議題となりました議案第10号町道路線の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、路線番号603、路線名「庁舎北通」を、土地区画整備事業による道路整備の延長により、終点位置を変更するものでございます。終点位置を、足寄町北2条4丁目44番地2から、足寄町北2条4丁目60番地1に変更するものでございます。

参考といたしまして、路線の変更前、変更後の延長を記載しておりますので、御参照願います。

また、8ページに変更路線の位置図を貼付してございますので、御参照願いたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号町道路線の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第10号町道路線の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第11号

議長(吉田敏男君) 日程第11 議案第11号町道路線の廃止についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

建設課長(阿部智一君) ただいま議題となりました議案第11号町道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第1項の規定により、路線番号348、路線名「上螺湾原野線」の廃止をお願いするものでございます。

本路線は、螺湾市外からオンネトー方面に約19キロの位置に位置する道道モアショロ原野足寄停車上線の旧道であります。車両等の通行がないことから、今回廃止をすることとしたものでございます。

10ページに廃止路線の位置図を貼付してございますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番 木村君。

4番(木村明雄君) 上螺湾線ということなのですけれども、ここにこの地図では牛舎があるということの中で、これ人が住んでいるのかどうなのか、そしてこれから先に向けて使用するようになっているのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長(吉田敏男君) 答弁、建設課長。

建設課長(阿部智一君) お答えを申し上げます。

10ページの廃止路線の位置図を見ていただきたいのですが、図面上、今御指摘のとおり、牛舎がございまして、この牛舎につきましては路線の起点位置に阿部喜一さんという方の住宅がございまして、この方の牛舎ということで図面上はなっているのですが、ほとんど実態としては使われていないということで。町道を廃止いたしましても通行する上では支障はないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長(吉田敏男君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号町道路線の廃止についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第11号町道路線の廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第12号

議長(吉田敏男君) 日程第12 議案第12号字の区域の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

建設課長(阿部智一君) ただいま議題となりました議案第12号字の区域の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を、別紙変更調書のとおり変更したいので、議会の議決をお願いするものでございます。

変更の内容でございますが、平成23年度から事業着手しております地籍調査事業西町外12地区におきまして、西町4丁目と5丁目、5丁目と6丁目の一部において、現行の字界では号室など有効な土地利用を図る上で支障となることから、字界の区域の変更を行うものでございます。

なお、この字界の区域変更の効力の発生の日は、国土調査法第19条第2項の規定による成果の認証があった日からとしてございます。

12ページに変更箇所図を貼付してございますので、御参照願いたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号字の区域の変更についての件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第12号字の区域の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。昼食のため、1時再開といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議案第13号

議長(吉田敏男君) 日程第13 議案第13号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました議案第13号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、去る2月12日、足寄町特別職報酬等審議会を開催し、足寄町議会議員報酬等の額について適正であるかを諮問し、慎重に審議をしていただいた結果、「議員報酬等の改正については現在の経済財政状況、十勝管内町村の状況等を考慮すると、適正であると判断する」「議員報酬については、十勝管内町村の中位程度とすることが望ましい」などの答申をいただきましたことから、提案をさせていただきます。

改正条文について、申し上げます。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「議員報酬」の次に「及び期末手当」を加えるものとさせていただきます。

第8条を次のように改めることといたしまして、第8条第1項では、期末手当は6月1日及び12月1日を基準日といたしまして、それぞれ在職する者に支給することとさせていただきます。

第2項といたしまして、期末手当の額は基準日以前6カ月以内における在職期間にに応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とするものとさせていただきます。

表の内容でございますが、在職期間に応じて、6月1日の場合、12月1日の場合の割合をそれぞれ定めてさせていただきます。

第3項といたしまして、足寄町議会総合条例第23条第2項前段の規定に該当し、基準日以前6カ月以内に90日以上長期欠席をした場合は、期末手当の額に100分の20の割合を乗じて得た額を減額することとさせていただきます。

第4項といたしまして、前3項に規定する以外の支給方法については、一般職員の例によることとさせていただきます。

附則に次の1項を加えることといたしまして、第23項平成26年6月に支給する議会の議員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の57を乗じて得た額とすることとさせていただきます。これは、平成26年6月の期末手当に限りの措置となっております。

別表第2中、27万5,000円を27万8,000円に、23万1,000円を22万3,000円に、22万円を19万7,000円に、20万9,000円を17万9,000円に、それぞれ改めるものとさせていただきます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとさせていただきます。

す。

14ページに新旧対照表を貼付してございますので、御参照のほどをよろしくお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第13号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第14号

議長（吉田敏男君） この際、報告をいたします。

町長から提出の議案第14号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の議案中、一部に誤りがあり、差しかえたい旨、文書をもって議長あてに申し出がありましたので、本件につきましては、さよう申しかえするこ

とに御了承をいただきたいと思います。

日程第14 議案第14号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第14号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、螺湾保育所の位置並びに保育料の負担軽減を図る本町独自の子育て支援に資するため、条例の一部改正が必要となりましたので、提案するものでございます。

改正の内容ですが、1点目は、条例で規定している螺湾保育所の位置を、現在の螺湾基幹集落センターから螺湾小学校の住所地に改正するものでございます。

2点目は、現在保育料の負担軽減措置として、同一世帯から二人以上の児童が同時入所している場合、一人目は保育料の全額を、二人目は半額、3人目以降の児童については無料としておりますが、改正に当たっては満18歳に達する年度末までの子を二人以上扶養している場合、同時入所にかかわらず二人目は半額に、3人目以降の保育料は全額無料とし、子育て世代にかかる経済的負担を軽減することで二人目以降の出生率の向上を目指し、安心して子供を産み、仕事と子育てのできる環境を整えることで、少子化対策と本町独自の子育て支援の充実を図るものでございます。

それでは、改正条文について御説明させていただきます。

足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例。

足寄町へき地保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中（螺湾保育所）の項、足寄郡足寄町螺湾本町65番地の3を、足寄郡足寄

町螺湾本町65番地の5に改める。

第6条第1項ただし書中、「同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、2人目は2分の1の額とし、3人目以降は無料とする。」を、「満18歳に達する年度末までの子を2人以上扶養している場合、同時入所に関わらず、第2子は2分の1の額とし、第3子以降は無料とする。」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

なお、次ページに新旧対照表を貼付しておりますので、御参照願います。

以上で、議案第14号足寄町へき地保育所条例の一部改正につきましての説明とさせていただきます。

どうぞ御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第14号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第15号

議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第15号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第15号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、公の施設から螺湾基幹集落センターを削除するものでございます。

螺湾基幹集落センターにつきましては、近隣にございます、農業農村活性化施設らわん路の里への統廃合について検討しておりましたが、地域の人たちとも協議を進めてきたところでございますが、新年度から螺湾基幹集落センターで開設しておりました、僻地保育所、螺湾保育所が、螺湾小学校へ移転することとなりましたことから、螺湾基幹集落センターを廃止することといたしましたので、公の施設から削除するため、条例の改正をお願いするものでございます。

改正条文について申し上げます。

足寄町公の施設条例の一部を改正する条例。

足寄町公の施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「足寄町螺湾基幹集落センター」及び「足寄町螺湾本町65番地の3」を削る。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行することとしてございます。

17ページに新旧対照表を貼付してございますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

す。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第15号足寄町公の施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第16号

議長（吉田敏男君） 日程第16 議案第16号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 岩原 栄君。

経済課長（岩原 栄君） ただいま議題となりました議案第16号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、消費税法等の改正に伴う税率の改正によりまして、利用料金の改正を行うものでございます。

現在、足寄町営大規模草地牧場は、指定管

理者制度によりまして、管理委託を足寄町農業協同組合にしておりますが、この事業者による消費税改正に伴いまして、利用料金を改正するものでございます。

足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例（昭和44年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正の内容でございますが、別表を次のように改めるとして、別表中の利用料金の改正を行っております。別表中、授精牛及び授精卵移植牛の利用料金には、入牧期間中の発情看視、捕獲、移植等を含むとしております。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成26年4月1日から施行することとしております。

なお、条例改正の新旧対照表を19ページに貼付しておりますので、御参照をお願い申し上げます。

以上のとおり、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号足寄町営大規模草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第16号足寄町営大規模

草地育成牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第17号

議長（吉田敏男君） 日程第17 議案第17号足寄町自然休養村樹芸樹木園地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第17号足寄町自然休養村樹芸樹木園地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、昭和46年に指定を受けました雌阿寒山麓足寄町自然休養村計画の一環として昭和48年度から実施しておりました、樹芸樹木園地事業を推進するため、樹芸樹木園地の設置と管理について定めた条例でございます。

樹芸樹木園地事業につきましては、平成10年度に終了をしておりますが、整備した一部の施設の耐用年数が経過していなかったことから条例を廃止しておりませんでした。

現在、既に施設の耐用年数が経過していることから、条例の廃止をお願いするものでございます。

条文について申し上げます。

足寄町自然休養村樹芸樹木園地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

足寄町自然休養村樹芸樹木園地の設置及び管理に関する条例は廃止する。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとさせていただきます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案

理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番 熊澤君。

8番（熊澤芳潔君） 廃止については、これはこれでいいのかなとは思いますが、ただ、今後において、この樹木園がどういう方向性になっていくのか、また、決まっているのであれば、その内容について、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） お答えいたします。

樹芸樹木園地につきましては、今回廃止をさせていただくということで、実質的には、事業は平成10年に終わっておりますので、その後、施設を維持管理をしてきたという状況でございます。

今後につきましては、昨年12月の第4回定例会でも少しお話をさせていただいておりますが、木苺を今後栽培、そして加工、販売というようなことを計画している町外の業者の方がいらっやいまして、新年度からその方にその土地を樹芸樹木園地の跡地をお貸しをして、その事業を進めていただくということで予定してございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号足寄町自然休養村樹芸樹木園地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第17号足寄町自然休養村樹芸樹木園地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第18号

議長(吉田敏男君) 日程第18 議案第18号足寄町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

建設課長(阿部智一君) ただいま議題となりました議案第18号足寄町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、消費税法等の改正に伴う税率の改正を行うものでございますが、今後においても消費税率の改正ごとに条例改正を要しない改正を行うものでございます。また、国の基準を準用しております占用料について、その算出根拠の所在地区区分が3区分から5区分に細分化されるとともに、平成25年度の固定資産税評価額の評価を基にして占用料を改正する道路法施行令が改正されたことから、国に準じて占用料の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第2条ただし書中「100分の105を乗じて得た額」を「、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第236号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

別表2を次のように改めるとして、占用料の全面改正を行ったところでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日

を平成26年4月1日から施行するをいたしてございます。

なお、条例改正の新旧対照表を24ページに貼付してございますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号足寄町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第18号足寄町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第19号

議長(吉田敏男君) 日程第19 議案第19号足寄町公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

建設課長(阿部智一君) ただいま議題となりました議案第19号足寄町公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の

御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、4点ございまして、まず1点目といたしまして、消費税法等の改正に伴う消費税率の改正を行うものでございますが、今後においても消費税率の改正が予定されておりますことから、消費税率の改正ごとに条例改正を要しない改正を行うものでございます。

2点目といたしまして、公園種別において街区公園と総合公園にある里見が丘公園を総合公園に統合して一体的に管理するための改正でございます。

3点目といたしましては、平成25年度に開設をいたしました4施設を公園に追加するものでございます。

4点目でございますが、教育委員会からの行政報告にもありましたが、パークゴルフ場の使用料を無料とする改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表によりまして御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、27ページをお願いいたします。

第10条第1項中「100分の105を乗じて得た額」を「、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第236号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額」に改める。

27ページから28ページにかけてでございますが、別表2の街区公園から里見が丘公園を削除し、総合公園里見が丘公園に統合し、新たに銀河公園、北1条広場、北2条広場を街区公園に加え、里見が丘公園パークゴルフ場を総合公園の里見が丘公園に加えるものでございます。

28ページから29ページにかけてでございますが、別表4の「パークゴルフ場」を削り、同表備考6を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を平成26年4月1日から施行するものとしたしてございます。

以上のとおり、提案させていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号足寄町公園条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第19号足寄町公園条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第20号

議長（吉田敏男君） 日程第20 議案第20号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

建設課長（阿部智一君） ただいま議題となりました議案第20号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、国の標準下水道条例が改正されたことに伴い、下水道の使用開始等の届出後の不正な使用態様の変更を防止する観点から、使用開始後において水道水の排除に加えて、水道水以外の水を排除

することになったときや、水道水以外の水を使用するための設備に変更があった場合など、使用の態様に変化が生じた場合に遅滞なく届け出する旨を規定するもので、届け出を行った者には過料を科すこととする規定等の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表により御説明を申し上げますので、31ページをお願いいたします。

第22条の次に、使用の態様の変更の届出の規定として第22条の2を加えるものでございます。

次に、第35条第1号中「第1項又は第2項」を削り、同条第9条中「第18条又は」を「第18条、」に改め、「第19条」の次に「、第22条の2」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとしてございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第20号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第21号

議長（吉田敏男君） 日程第21 議案第21号足寄町普通河川管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

建設課長（阿部智一君） ただいま議題となりました議案第21号足寄町普通河川管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、消費税法等の改正に伴う消費税率の改正を行うものでございますが、今後においても消費税率の改正ごとに条例改正を要しない改正を行うものでございます。

また、足寄町道路占用料徴収条例を準用しております専用料について、同条例の占用料の改正にあわせ、改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表により御説明を申し上げたいと思いますので、33ページをお願いいたします。

別表の1流水占用料番号6の単価中「100分の105を乗じて得た」を「、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第236号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額（以下「消費税額と言う。」）を加えた」に改める。

33ページから34ページでございますが、別表2の土地占用料中「100分の5を乗じる」を「消費税額を加える」に改め、「770円」を「310円」に、「1,250円」を「560円」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日

は平成26年4月1日から施行するとしてございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番 星君。

2番（星 孝道君） 税率の関係についてはよくわかりますし、このとおりで結構だと思います。

ただ、電柱の770円から310円、あるいは鉄塔の1,250円から560円。先ほどの18号もそうでしたけれども、いわゆるこの積算根拠と、なぜ下げるのかという、この辺を説明いただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

道路占用料の占用額の大幅な減額の関係が主になろうかと思いますが、これにつきましては、先ほどの提案理由の中でも御説明をさせていただいたところでございますが、基本的に国で定めております占用料につきましては、現行につきましては3区分の土地所在区分、大都市、都市、その他という3区分を細分化いたしまして、五つに土地の所在区分を分けたというのが1点。それから、占用料の算定ベースになります土地の価格につきましては、直近ということで昨年度、平成25年度の固定資産評価額をベースに算定をした結果、御案内のとおり、全国的に地価価格が下がってきているという背景がございまして、それがいわゆる占用料に今はね返りをして占用料の額が大きく低減されてきているということでございます。

本町関係あらず、どこの市町村もそうでございますが、この国の基準を準用する形で占用料を定めさせていただいているところでございますが、その背景といたしましては、本

町だけのことで言えば、国道については当然国の基準を使うわけでございまして、同一市町村において、例えば電柱であれば、国道を占用する価格と、あるいは道道を占用する価格、あるいは町道を占用する価格に差があるというのは好ましい形ではないというふうに考えておるところから、本町につきましても国の基準を準用しているということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号足寄町普通河川管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第21号足寄町普通河川管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、3月16日、午前10時より開催をいたします。

大変御苦労さまです。

午後 1時46分 散会